

改正

平成31年3月29日訓令第38号

美郷町空家等情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町における空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を通して、本町への定住促進及び地域の活性化を図るために設置する空家等情報バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に存する空家又は空地（空家又は空地となる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 所有者 空家等の物件を所有し、売買又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空家等情報バンク 空家等の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この訓令は、空家等情報バンク以外の方法による空家等の取引を妨げるものではない。

(物件登録申込み)

第4条 空家等情報バンクに空家等の登録を希望する所有者（以下「物件登録希望者」という。）は次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 本要綱の趣旨に賛同する者であること。
- (2) 暴力団員ではなく、かつ、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) その他町長が特に必要と認める条件に合致する者であること。

2 物件登録希望者は、次に掲げる事項を完了のうえ、美郷町空家等情報バンク登録申込書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 空家等の売買又は賃貸の障害となる担保物件、用益物権及びその他の権利が設定されている場合は、事前にこれらの権利を消滅させ、登記を抹消すること。
- (2) 売買の対象にしようとする空家等の所有者と登記名義人が異なる場合は、事前に所有者への同意を得ること。

(3) 賃貸の対象にしようとする空家とその敷地の所有者が異なる場合は、事前に当該敷地の所有者の同意を得ること。

(審査及び通知)

第5条 町長は、前条第2項の規定による登録の申込みがあったときは、内容を審査のうえ、その結果を登録完了(不可)通知書(様式第3号)により物件登録希望者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果適切と認めた空家等を速やかに空家等情報バンクに登録するものとする。

(登録の推奨)

第6条 町長は、前条の規定による登録をしていない空家等で登録が適切と認めるものがある場合、その所有者に対し登録を勧めることができる。

(物件登録事項の変更)

第7条 第5条第1項の規定により登録完了通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は登録事項に変更があったときは、遅滞なく登録事項変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(物件登録の取消し)

第8条 物件登録者は、登録を取消したいときは、登録取消届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受理したとき又は次のいずれかに該当するときは、登録を取消すものとする。

(1) 空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 所有者が死亡し、取引が出来なくなったとき。

(3) 登録事項に虚偽があったとき。

(4) その他登録をすることが適当でないと町長が認めたとき。

3 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(登録空家等情報の公開等)

第9条 第5条第2項の規定により登録した空家等に関する情報の一部は、町のホームページ及び広報紙等により公開するものとする。

2 公開する空家情報の範囲は次のとおりとする。

(1) 登録番号

(2) 空家等の所在(所有者及び所在地の特定される情報を除く。)

- (3) 敷地の概要
- (4) 賃貸・売買の別
- (5) 希望価格
- (6) 空家概要（構造、床面積、築年数）
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) 間取り図
- (11) 写真
- (12) 特記事項

3 公開する空地情報の範囲は次のとおりとする。

- (1) 登録番号
 - (2) 空地の所在（所有者及び所在地の特定される情報を除く。）
 - (3) 賃貸又は売買の別
 - (4) 希望価格
 - (5) 概要（地目、地積）
 - (6) 主要施設等までの距離
 - (7) 写真
 - (8) 特記事項
- （利用希望者の要件）

第10条 利用希望者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地域住民と協調しながら活用すること。
- (2) 地域の活性化に寄与しようとする事。
- (3) 暴力団員ではなく、かつ、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) その他町長が特に必要と認める条件に合致する者であること。

（利用登録）

第11条 利用希望者は、利用登録申込書（様式第7号）に顔写真付身分証明書を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、前条の要件を満たしていると認められる者（以下「利用登録者」という。）を空家等利用バンクに登録するものとする。

3 町長は、前項に規定する審査の結果を利用登録完了（不可）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（利用登録事項の変更）

第12条 利用登録者は、現に登録されている事項に変更があったときは、速やかに利用登録事項変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第13条 町長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消することができる。

- （1） 第10条に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- （2） 申込み内容に虚偽があったとき。
- （3） 空家等の利用が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められたとき。
- （4） 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- （5） その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により利用登録を抹消したときは、利用登録抹消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（情報提供等）

第14条 町長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して登録された有用な情報を提供するものとする。

（交渉申込み）

第15条 空家等情報バンクに登録された物件の交渉を希望する利用登録者は、交渉申込書（様式第11号）に住民票、納税証明書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書が提出されたときは、その内容について適当であると認めるときは、速やかに物件登録者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者は、利用登録者との協議に応じるか否かについて、遅滞なく利用登録者及び町長に通知しなければならない。

（経過報告）

第16条 物件登録者は、空家等情報バンクを利用して得た情報をもとに利用登録者と交渉を開始し、終了したときは交渉終了報告書（様式第12号）により速やかに町長に報告しなければならない。

（交渉等）

第17条 町長は、物件登録者及び利用登録者が行う空家等の売買及び賃借に係る交渉及び契約（以下「交渉等」という。）には関与しない。

2 交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第18条 物件登録者及び利用登録者は、空家等情報バンクの利用にあたり知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）について次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 個人情報を他に漏らし、又は、事故の利益若しくは不当な目的のために取得し利用しないこと。
- （2） 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- （3） 個人情報を複写又は複製しないこと。
- （4） 個人情報は、利用終了後速やかに廃棄その他適正な措置を講じること。
- （5） 個人情報について漏えい、毀損又は滅失等の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

2 前項の規定は、物件登録及び利用登録が取消又は抹消された後も同様とする。

第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第38号）

この訓令は、公表の日から施行する。